

## 三重県医療審議会運営要綱

### (趣 旨)

第1条 この要綱は、三重県医療審議会（以下「審議会」という）の組織及び運営に關し必要な事項を定める。

### (組 織)

第2条 審議会委員は委員19人以内で組織する。

### (委 員)

第3条 委員は、医師、歯科医師、薬剤師、医療を受ける立場にある者及び識見を有する者のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

### (会 長)

第4条 審議会に会長1名、副会長1名をそれぞれおく。

- 2 会長、副会長は委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、副会長がその職務を行う。

### (会 議)

第5条 審議会の会議は、会長が召集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の時には、会長の決するところによる。

### (専門委員)

第6条 専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、その事項につき審議会に専門委員10人以内を置くことができる。

ただし、地域保健医療に関する専門委員等、会長が特に必要と認めるときは特に15人まで増員できるものとする。

- 2 専門委員は、識見を有する者のうちから、知事が任命する。

(部 会)

第7条 審議会に必要な部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、その部会に属する委員の互選により定める。
- 4 部会長は会務を総理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから互選された者が、その職務を行う。
- 6 審議会はその定めるところにより、部会の決議をもって審議会の議決とすることができる。

(事務局)

第8条 事務局は三重県医療保健部に置く。

(雑 則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、議事の手続きその他審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

(附 則)

この要綱は、昭和61年12月18日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成16年7月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。